210.5
A 654g

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

五事略

本朝宝貨通用事略

金銀銅出之事

一 天武白鳳三年三月對馬より銀を貢に

人王より四十代應教子三百三十四年を經て

出仰て始て延喜式に大宮行ありて

国立国会図書館 タイトル『五事略』 請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

210.5A654g

本朝宝貨通用事畧

金銀銅出シ事

一 天武白鳳三年三月始テ銀を貢ル

人王より四十代歴数千三百三十四年を経て家国の銀おわれ
ておこり延元或は大宰府より毎年銀八百九十両ツ貢ルと
見えしは對てより出ルなり其後今羽海川の比迄對ゆ
銀を出せしはなんとなり

一 元明和銅元年春武蔵国より銅を貢ル

人王より四十三代歴数千三百六十八年を経て家国の銅は
始て出たり先は和銅を用ひ通しまた
又えたりこれらは皆ことおこりより来ると不なるべし後国の銅
は先を始とすれは年号をも和銅とは改める和倭お通し也

国立国会
26.9.10
図書館
245004

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

一 聖武天平廿一年三月陸奥国より黄金を貢ぬ
人王より四十五代歴数千四百九十年を経て奥国の黄金は初て
おこり是よりさきにも朝にて黄金を用いらしてまとも
只えたりとも皆し外国より来りて不足し此時大佛の像を造
られしに其を密へる料の黄金なれば其銅に求められんと
せしに陸奥国より始て黄金を九万両貢せしに悦ませ給ふ事
限りもなくやがて年号を天平勝宝とは改められたり延喜式にも
陸奥国より毎年砂金三万五千両ツて貢せしと云る事あり
の黄金といひしとのこそ其の後に白河の比まで此黄金はまゐらせし
一 延喜式に下野国より毎年砂金百五十両錬金八十四両ツて貢
せし也又西山国より金剛始は未詳なるにせん
讃抜は朝国にてけし初より千金年を経て奥国の金銀始て御

天地の大宝を秘せる事と又言代の社用足しかりし事を思ひ
まかるべきにまかり後奥国の金銀銅おとしへども年毎に奥
の数まくなきを以て国用のゆたかなるさき事又思ひまゐらせ
一 佐渡国には黄金あるやうに法大納言あるに見えたりされば此国
には黄金あるやうに法大納言あるに見えたりされば此国
にも上杉謙信入道徳国を攻えしより後黄金を採て用を足
ひ大閤秀吉筆てより此事を伝へ給て代をしてまし後に謙
信の義子中納言景勝を欲して奥州に弱て佐渡国を押えて金を
採らせしかし金おほして頼なく薨せるまゐり黄長五年関
東の事終りし明年より此国の銀おもしろをびたしともいふ事
なりなしかる事は奥国の古より伝へ給ひ不なり国千三百年
の此より銀出る事如のとくには非ずこれより年々にするなく

なりて或は又黄金をも新へおせり
一 不見ゆるも黄金おせる事二銀を新に是も始はおくる多
くは黄金も六十目の内より出る事多くなるより後なく此
の金を採るをも止められき
伊豆國より黄金に白銀を出に古へは此国より出るも少へ
是も黄金も十二目の比よりおして二枚大方仕候ゆるとし
後なくおく事多くにして採るを止めらる
陸奥国の南部より黄金おしも黄金も十二目の比出る事
多くして後なくおしに
讃岐伊豆の兵州の南部より金銀おせし事
古は常に黄金を出しめられ始めより出る事本朝の古よ
り始まきつさる事也是よりこのる百目の今に至て家国の

金銀乃國にすくれ多くして然れ異なる事物家國の古儀
しなきのみにあらはしも難なきなり今の代の人々る
事をも新しずして神祇の恩恵家国万代の後までに至る人
きいまをも新に口惜きなり又是によりて家国天地の
運黄金も五日より新しくなりしを新しくなさるは聖
子神孫より從業をもつせしして天下の貴き賤きかのし
言不をはせし先ゆく神祇の御後にて地とたに久しかるへきす
うらないずして新ぬへきいまなり又物に神祇かくもし
おひし後も此後こより金銀も事代に当へしかも新に
後薩摩の地より出る事あるを申に
金銀の制乃支
一 天武白鳳十二目用銅鉄廃銀鉄

そもより先の代もまはれを交易する事米粟絹布を用ひ
き白鳳二年家国の銀もしより銀銭を用ひられしと見えし
十二年に及ぶ銅銭を用ひて銀銭をやうもてくり從
此時の銅は外国より来るなるべし
讃按是家銅を銀銅を宝貨とせし始めたり
一 元明和銅元年始行銀銭銅銭 貨一本作和銅銭之
此時より家国の銅を銭を鑄かし又銀銭を兼用られしと
一 孝謙天平宝字四年鑄新銭
此時銅銭を改鑄らる 万年通宝 又銀銭改鑄らる 太平通宝 銀銭
両を以て銅銭十二まで又金銭銭を新に造らる 開基勝宝 金銭 一を
以て銅銭十二あてらる
讃按本朝黄金を以て宝貨として通用する事の始年

一 祢徳 則孝謙宝祚号号 天平神護元年更鑄銭 神功開基
一 桓武延暦十四年更鑄銭 降平永宝
一 仁明承和二年更鑄銭 承和昌宝
赤祥元年更鑄銭 長平永宝
一 清和貞観三年更鑄銭 饒益神宝
貞観十三年更鑄銭 貞観永宝
一 宇多寛平二年更鑄銭 寛平大宝
一 醍醐延喜七年更鑄銭 延喜通宝
一 村上天徳二年更鑄銭 乾元大宝
此後本朝の銭を鑄られしも未ゆるに此等を異国の歴代の銭
を用ひしと見へたりくて大明永楽の天子太宗の代よりて
麻苑院公方義満彼国の封爵を受られ其比是銅にして

永楽新銭を鋳られしハ前にしるし須給へし　是永楽銭の事書しるしたり　其後
東山公方義政の世に奢侈を致して国用甚促りしかハ
寛正五年文明七年同十五年三度迄大明の天子に銭を賜らん
事を請ひ申されしに文明十五年にハ十万貫を給り我
国の用足るとなく人となかりきされども其時にハ肩を並ぶる程の依頼なき

一 天正十六年造 黄金大判小判
織田殿ハ材用をせさせる方略をもて世にも聞ゆ所秀吉亦其才
をもしかれども天下を統一しよりむかしの法を厳しく中用
ゐとせさせし天正十六年に初而大判小判等を造らる慶長天正
十六年判を古金とも云なり天正十六年の秋に金銀
を天大名小名に金銀を賜はる所　金五千枚 銀三万枚　さしハ其時まてに
大判一枚ハ銀にしてハ有りしなるに十六年判と同しかるへからす

一 慶長四年始造 壱分判
此年ハ秀吉薨し明年関原の戦のありし年也 去年に
秀吉の遺命にて後とにて行なはれし之浅に功を奏て
世に行ハれしなるへし
一 慶長六年の後に大判壱両小判丁銀豆板等の制改る後に
判によ判壱両を云ハ慶長元禄とて右を元禄判とも云
行るゝ是より後元禄八年迄ニ通用しく其の元銀の吹替まで
ハ金七千万両銀八十万貫目ありとの積りとなり
一 慶長十三年十二月より永楽通用停止
京銭と云ハ其頃代々の古銭の事也是より永楽銭流通ハ止ミしなり
一 寛永十三年六月新鋳銭 寛永通宝
江戸を始れ坂本とあをれて鋳られしより是を初して今後の銅銭豊

245004

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

しく又カレウタリヤ亜馬港なとゝ云国ゝより年毎に来りて商売しけるか其後
に耶蘇の法をもて禁せられしより其来の事も止まりしを
許されし其来の事も止しかは持渡りし金銀の数も知るへからす慶長五

一 寛永の初耶蘇の法をいふて禁せられしより本万三四十年か間
阿蘭陀ハ其法を信受せしことなく年毎に来りて其国の許諾
を得て来り神祖の御時金銀其外高貨人の外たりいとしたる事も知りかたし慶長六

一 されとも長崎にて商売人の外私の商売を禁せられし外国へ入し
金銀の数知るへからす慶長七

一 其長崎の外より今年まて朝鮮の入しの
数歳ありしことを詳にす又ハ慶長六
古より今に至て薩摩より琉球へ入し金銀の数なとも亡
ますと詳にすへからす慶長九

右九條のことハ何れも詳にすへくもあらす此外の事何年の事也其九條の外
に長崎一所より外国へ入し金銀銅の大数を記して得しを知たるのことし

一 金二百三十九万七千六百両余 正保五年より宝永五年迄凡六十一年の間外国へ入し大数なり

一 銀三十七万四千二百九十貫目余 正保五年より宝永五年迄凡六十一年の間外国へ入し大数なり

一 銅一億一万二千四百四十九万八千七百斤余 寛文三年より宝永五年迄凡四十六年の間外国へ入し也

但銅ハ慶長六年より寛文二年迄六十一年か間のことハ明ならさるなり

謹按長崎一所より外国へ入し所の六十一年か間の大数を以て如此況
慶長前年を記せし所の例により知るへし只九ケ條の大数思やるへし今
新に法を立て長崎一所より六十一年か間外国へ入し大数を推量るに

一 金六百十九万二千八百両 慶長六年より正保四年迄四十七年の間外国へ入し大積りの事外正保五年より宝永五年迄の外国へ入し数

一 銀百十二万二千六百八十七貫目余 慶長六年より正保四年迄外国へ入し大積り其正保五年より宝永五年迄六十一年の間の数

右金銀の事ハ正保五年より宝永五年迄長崎一所にて其外

国立国会図書館 タイトル『五事略』 請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

始まりしこのかた神祇の御代に始て多くおこりし西の家を失
人事返すくも悔むべきなるや家を万代の後迄のゝ異なれ
神祇の御心をいて御心と成れ人にいとの時に及て志の有へ
きてる有りしき御恵こゝろ久しさしい首神祇の御後に天地と
せくもそく久くをいしまして言代まも民君に治り始きます
常にを見るかとくろるべし

宝貨通用事略終

新井筑後守源春芳著

外圖通事略

安南

茂長六年に始て書を持ち掛を始めしより寛永九年に至る迄
通路路後御返書を成されし其後は通路路後

東埔塞（カホチヤ）

慶長六年に始て書を持ち掛を始る後是より先に此方より御書を
掛を始めし返れのかし出来にてこれより寛永四年の後は通路
路をなりこちらの使来る時は参掛の儀何りき

呂宋（ルスン）

茂長六年より始て書を持ち掛を始まり同十年の後は使来
るなり未詳なり　こちらの使者飛の儀あるに返書を始まり
但此地は西洋の欧羅巴の地方伊弥把弥亜より治る事也是に

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

よりて呂宋国王よりの使ハ非ス伊西把弥亜の夷人よりの使なり

暹羅

慶長十年ニ小方より此王と和とを結らせしより彼国の使も常に来
る冬ハ和の儀ありき寛永六年ニ渡す国の使者和の儀ハ十人
もて当国船ハ今に年々渡り来れり

亜馬港

卧亜

此国の事ハ西洋の欧羅巴の地方彼多伽児よりして方人を卧
亜につかハし立卧亜よりして亜馬港を并常して渡る也 是則 安
こて南蛮人といひ言船を思船とも申る也 伊西把弥亜より呂宋を治め彼多伽児より卧亜を治るまいらせ阿蘭陀より咬嘱
也と治る志のこしこうす 長なれハ詳に記しし 安国の船通せしまハ安長の船のことを知らせ
て言使を引見らせしまハ安長十七年より始る元和七年の後ニ使来る未詳

太泥

安長十七年に始て書をもてありあを結せり 此ニ渡りしこと安長四年をいされしまいけり 安長十年
の後ハ言使来りし

占城

安長十年ニ此方よりをいされし御書ありしも此書をもてハされし也
尤も彼国よりの書ハ未見る所なし

阿蘭陀

安長十四年に書と和とを始てをなしに返書を賜ひて寛永四年に至
て安国に入りてうまき也 誠定りて言使を返されるなり言使を渡
来るなりをもうされて今に至る

新伊西把彌亜

此方の人ノビスハンと云ふ

此国も欧羅巴の伊西把弥亜より新に元元人也 此国より呂宋

交船の商船（あれ）が来る際に船を送りおもて書にて返されしよりして
通路ありし方よりも米花三歳と云者の船を使ひ出されしなり
三歳の子孫は今地に居住の米花を使ひ船より始て書をよりしに
茨長十七日のうちにて御返書をなすとて云後通路絶ぬ
抜ひるに此国は日本の下に当る地に外に書きまゐると云
漢（カンケイ）文刺亜（ラア）
此国のうちを此方にてはインカラテイシトフリタンヤインキリスエンケレ又ゴロ申す
之茨長十七日に始て書来て以返書をなされし
塔（タカ）伽（サコ）沙石
寛永四年十一月此国の理加と云者参て船の儀有是より先年船の
例にしたがひ未詳なるに
伊（イ）西（スペ）把（ニヤ）弥亜

寛永元年此国より使をなす（ゆゑ三人）此国は天主の法を中人によりて其使
をおし返す

田原

茨長十七日御書をもらされて寄る所の上京の者を求める但田原と云国の
名字も及ぶに見て及ぶに羅馬人（寛永の比邪蘇の法を云ふ事なれば人を蔑
ラ国に人宮に居りまゐり江戸にて法に刑
せられしんと阿蘭陀人にて行ぬと以ても知りにとし香丹国のうちを偽
実誤りて香を田と誤写し洋丹同寺の字なる通に通用して未詳なれ

此外

唐船の渡り来り始は茨長十四日
相鮮の使来りしは茨長十二日
琉球の人貢は茨長十五日に始まれ
外国通信事略終

中華并外國

北京者 古燕し地と大清の京師し人有て係定有 河南有て定有
水徒有 老衰有 大名有 永平有し十九州百十六縣二郡指揮使司
此外もろもろ人民出もろ船の事ども

遼東 或曰九邊難且之境
小京の附属なり

南京者 古呉し地十四有て称呉大有 風陽有 蘇州有 松江有 鳥程有
到有 揚州有 淮安有 鹿慶到有 五屋有 太平有 寧国有
到有 徽到有 廣徳有 十九到有 九十七縣 日おもろ三百里程
此所もろもろ人民出もろ船の事ども 蘆到有

杭州者 古呉越の地し五有て称大唐大同有 湖州有 嘉興有 紹興有 寧波有
大明有 温州有 台州有 金華有 衢州有 厳州有 嚴州有 平陽有
到有 七十八縣 此所もろもろ人民出もろ船の事ども

崇明縣 島し南条の附属し 日おもろ三百里程と

山西者 古梁統の地し五有て称大同有 汾州有 潞州有 沢州有
大同有 汾州有 潞州有 沢州有 もろ三十到有
河南者 古梁統の地なり八有て称洞封有 陽地有 彰徳有 衛輝有 懐慶有
河南有 南陽有 汝寧有 許州有 卒到有 九十七縣
此所もろもろ人民出もろ船の事ども 蘆到有

陝西者 古秦関中の地なり八有て称西安有 鳳翔有 漢中有 平涼有 鞏昌有
延綏有 寧夏有 固原有 甘州有 涼州有 肅州有 西寧有
到有 三十九縣一衛都司 三衛二所 二十六有

湖広者 古楚の地十五有て称武昌有 漢陽有 徳安有 黄州有 荊州有
岳州有 長沙有 常徳有 宝慶有 衡州有 永州有 郴州有
到有 百四十五縣 永到有 来天有 鄖陽有 施南有 容美有 散到有 荊門有
州有 土到有 四十縣 腰二百

江西者 古呉の地し十三有て称南昌有 饒州有 広信有 南康有 九江有 建昌有
撫州有 臨江有 袁州有 瑞到有 南安有 贛州有 吉安有
到有 七十五縣

福建者 古閩の地し八有て称福州有 興化有 泉州有 漳州有 延平有 建寧有 江到有 邵武有
有 到有 福寧到有 七十五縣

浙江者 古越の地し十一有て称杭州有 嘉興有 湖州有 紹興有 寧波有
台州有 金華有 衢州有 厳州有 温州有 処州有
到有 七十五縣

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

九外國西洋十國之たゝ記に不詳と西洋の地まして阿
蘭陀人行て交易するもの也

雞卵　島之日本を去る六千里此時よりも阿蘭陀の舟来る

モハ　日本を去事　六千里程
サラアサ　四千五百里程
ハルシヤ　五千百里程
ヒルハフル　三千七百五十里程
サイロン　三千里程
コストカルモンテイル　三千里程
ヘンカラ　三千三百里程
アラカン　二千九百四十里程
ハイクラ　八千七百四十里程

マカサアル　三千三百里程
テイモラル　島也　日本を去る　三千八百五十里程
セイアン　島之　三千八百七十里程
タルナカタ　三千八百九十里程
ハンタ　三千九百里程
アンハン　三千九百里程
ホルチヲ　二千四百里程
マタカスヘル　五千里程人家なし　京なり　阿蘭陀人行て土宜を充て交易す
カアホテフリスフラント　阿蘭陀人舟国より行て肉食を求む日本を去る　六千三百里程
ケチイ　日本を去事　八千四百里程
トルケイン　一万千二百五十里程
フランカレキ　一万二千八百十里程

トイチ（子丸）ラント　一万三千百四十里程
ムスカウヘヤ　一万四千二百里程
スイヌニルカ　一万四千二百里程
スヘイテ　一万三千三百八十里程
ノフライキ
クルコランラント　此小人家あり阿蘭陀人行て鯨の池を云
右阿蘭陀の商人へ行て交易する國三十一所也

琉球國事略

異朝の書に見えし琉球王の事

琉球王國大小の二ツ有今の中山は其大琉球の事也　小琉球の小は中山に通するなりと見えたり

琉球の人に世ずるを聞しに小琉球と云所詳ならず今の大島の地をもとし
まゝとはしれ此者心得ず是初の書に小琉球は宗那の地に敷湖と云所と烟火れ屋といふ又
國中の敷山に登りて是也一といふ然は閩中にて海上に立たり大島なりに閩を云る敷屋
を隔ふ又羽鮮の書に小琉球の地は琉球東南水路七八分の旋有人死しぬれば云敷族集
て其肉を食ひ云首漆めりて伝惡とすと
云ふ所なり又信用に足らず　古より中國に通せるは此人は
隋煬帝大業年中　跨射朱寶をして呉俗を訪ひとしむ始て
其國に至る言語通せず一人を捕て隔る後に武賁郎將陳稜をして
兵を帥て其國に至らしめ男。四十人を生捕て至れり　隋煬帝大業五年の事也　右羽鮮
古天皇十八年に當る　其後大元の時に至て使して招諭せられしも統に從ひ
是元の世祖は中を招諭せられしが其の事なきにて
中新にては龜山院御在位の時に當れり　云也王弼の姓は歓郡氏名は
渇剌兜國人是を以て可老年と以て其妻を多殺と以て一説に云也王

○原本五女ニ同　不別五丸

○原本年羊同　不詳年丸

るゝゆゑを委任（中山王尚永冊封の年のことなり） 同十七年（天正十七年也） 日本国平秀吉尽く六十
州の地を併せて中山の世子尚寧を招く●尚寧関白に服することを肯ぜ
ず（尚寧ハ文堂に云ふ万暦十六年に薨し 尚寧未冊封を受ざる之を世子と称せし） 同十八年（天正十八年也） 秀吉朝鮮の
地を取て尚寧に入貢のことを強て琉球の物貢を禁ずる入貢の
ことを請ふることを拒て琉球の相鄭迵寧するとを委任
文書に万暦十九年九月関白一和尚をして琉球に来らしめ三部をとす云ふと為する
ことを記し又云国の長史鄭迵巨子百金を送り対して王尚永薨じ世子尚寧受
封人に疑ひ驕り日本人の要求許多事とこて世子よすに先めて辞し金を受
一和尚をして得め関白に報れす只白厚く和尚に贈てよく世子を諭しむとあへるた
る以上三記皆く関白より琉球に使つかはさることをすい誤なり此年五月
琉球より関白に 遣りし書を按るに時尚寧は義久入道龍伯大慈寺西院和尚と
言へることを琉球に差つかはしけるなり関白よりの使に何にれ此時琉球より書を送く来く
らし（ことといふ寺の僧西笑和尚とかしろき）
同十九年（万暦十九年也）尚寧僧天竜寺をして日本に至て二万と蕉
布等の物を（?）に送る琉球の地薩摩に属する海路曾雅日本と
琉球の界山北の地を得る時に琉球を得るたやすくして関廣

の地を侵さん事を文書に行ひ（関白は今の将軍摂州の地方） 関白其使を求むるに山に増
者を死せんとするを以て彼使ありて甚事をたぶらかすやうて琉球
毎歳兵器を送る物を南蛮に掛をなして秀吉琉球に使して（琉球は大いに恐れて接待へ遂に天誥一般といふもの）
十日その使をとりてを宛て兵糧を今は尚寧許さず世俗説によ
自ら従ひて其使を以て日本の使をかくとしけるは関白大いに怒りて中山の地をとりて
あるのとてもなきに人をいふてる又琉球と更成しくとも毎年の利とし
琉寧をとたりしめ尚寧已むことをえずして其使を以て之に
按に琉球は秀吉朝鮮の兵を起すに琉球の使と共にのて朝鮮を行はしむ
らう状の事に此の琉球の使節の報にも其のあるもろ薩摩のもちの物にて行ふるにと似たる
又僧建善寺を使として自ら関白に帰服を申して之に遣はし 同廿年（文禄元年）新納と云者を
琉球に添へて万人の多三年の糧を載て朝鮮まで送らしむことを求む琉球を
とより国せずして兵糧をおくに甲斐なし 同廿一年（文禄二年）使の僧を日（?）
よ使として五かを際附に（此事にて又薩摩のものある事と説く関白より記する事に新納家臣の家臣とし）

同三十三年慶長九年 琉球冊封使すなはち渡海せさるによりて彼是の日本人ありしによりて国日本に備へしむへしと云々 其子尚寧冊封の事細絶の事あるによりて来されき

故ありて出 同三十七年にて山王界にて薩摩の宮主のかくて 慶長十六年尚寧薩摩よりまかりしに 同四十年十一月尚寧使をもてかくいひ朝貢の事をくしても

奉る福建の巡撫丁継嗣奏して日本の琉球をとりしといへとも二十年といふて

琉球より日本のために侍せられ貢物も亦日本の虜掠する琉球の忠そつつ

然るへしと云によりて貢を納る事を止め重ねて表文を調へ日本の虜納を

新たに使入朝の事を止めて其王の忠を思ひとて貢せる

慶長十七年のことに福建の巡撫四書集注日本大明互市の事を請しむとこそいひし 後 天啓五年尚寧其子尚豊事をいふて日本の戦艦五百余

鷄籠淡水を奪ひ閩広を犯さんとするよし奏す 天啓元和二年の子 日本の戦艦

鷄籠淡水を攻とて心に今の大清の流界

初め其後にて淡水洋に呂宋の地 〇按に大明万暦年中に泉州の人郭

芝竜といふ者ありて肥前の平戸に来りて後長崎に移り住す 平戸の老子の女をいひ妻となりて子を産む 海盗の為に拘されて後 その子芝竜

十二月閩中に入りて海賊の首となり 崇禎元年九月に大明に降りて朝廷の海防使となる 初め芝竜日本の戦艦

を率ゐて海上より貢物を献じ 後に鄭芝竜の子成功大明に帰して海盗を

平らけ 永暦天子の時に明の例にして延平王に封せらる 又成功

台湾の地を従へて大明の事を復せんとして病死す

按に大明の事を案するに

琉球より中山王の事

天地開けし初め一男一女化生して三男二女生む 長男は天孫氏の始祖として二男は按司の始として三男は庶民の始として一女は君々の始として二女を内侍の始とし民俗淳朴にして神国をまもれ

る是をのろと称す

其後天孫氏二十五世 其の代の始にして中山の代に 一子は王の始とし 二子は按司の始 三子は土民の始として

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

第三代義平　在位十年にて薨ぬ疾疫に行れ人民多く死に位を
遊ぶて其子に譲る　宗理宗室祐ちゝ　本朝後陽中院に云えたまへるまし
第四代英祖　在位四十年　七十一歳にて薨ぬ　大元成宗大德三年本朝後伏見院正安元年
第五代大成　在位九年　六十二歳にて薨ぬ　元武宗至大元年本朝後圓院延慶元年　嫡隆按[illegible]　太田大成卒
[illegible]次子英德慈尚　在位五年以正和二年辛亥年四十六元白王[illegible]　當第六代
第七代王城　在位七十二年　四十一歳にて薨ぬ　元順宗至元二年本朝後醍醐院延慶元年
王城宣[illegible]　[illegible]
[illegible]
第八代西國　在位十三年　二十二歳にて薨ぬ　元順宗至元年本朝後村上院正平九年小朝宗定代觀応元年
第九代宗家　後在位四十二年　七十五歳にて薨ぬ　大明洪武九年本朝後小松院應永二年○按に中山王の封爵を
[illegible]
第十代武寧　在位十年にて薨ぬ　大明大宗永樂二年本朝
第十一代尚思紹　在位十二年にて薨ぬ　永樂十年　應永大いゝ
第十二代尚己志　在位十八年　六十八歳にて薨ぬ　大明英宗正統四年本朝後花園院永享十一年
第十三代尚忠　在位五年　五十四歳にて薨ぬ　大明英宗正統九年本朝後花園院嘉永元年
第十四代尚思達　在位五年　四十二歳にて薨ぬ　大明英宗正統十五年本朝後花園院宣德元年
第十五代尚金福　在位四年　五十六歳にて薨ぬ　大明宗帝景泰四年本朝後花園院享德二年
○按に尚忠尚思達尚金福在位一在位短くして[illegible]
[illegible]
第十六代尚宣威　在位六十月　[illegible]
第十七代尚真　在位五十九年　六十六歳にて薨ぬ　大明世宗嘉靖五年本朝後柏原院大永六年
第十八代尚清　在位九十九年　五十九歳にて　大明嘉靖三十四年本朝後奈良院弘治元年
第十九代尚元　在位十七年　四十五歳にて　大明隆慶六年本朝正親町院元龜三年
第廿代尚寧　在位三十二年　五十七歳にて　大明光宗泰昌元年本朝後水尾院元和六年
尚寧分代に帰して大明の胖宗万曆三十七年日本薩摩の[illegible]

[illegible]

第九一代尚豊立位二十年五十一才にて薨に　大明懐宗崇禎十三年
第九二代尚賢立位七年二十三才にて薨に　大明大祖順治四年
第九三代尚質立位九一年四才にて薨に　大清康熙七年本朝後光明院承応二年
第九四代尚益立位三年にして薨に　大清康熙五十年本朝　今上正徳
[illegible]

琉球冊封使并朝貢の事

琉球冊封のゝ大明洪武帝にそもしより後ゝ王嗣を立て貢使をもらせて封を請せる及ゝ給ふ中一員行人一員を冊封使をなされ玉帯憐衣極品の服色を假さる閩の三司ゝ使の料大船二艘を作る凡ゝ價各二千五百両案を費に黄金二層を作りて詔書を安置す宮府の器用そこなくとそれに冊封使福州にむて海の神を祭りて船にて彼ゝにむる付ゝ王臨用安一員をして数千人を引かしてゝ船を船灞港に引入せしめゝ其ゝの底安大小百余員をして竜亭を迎恩亭にむへ移せしむ（竜亭は詔書を親ゝしきゝる輿を申に）天使にこちひきゝ至りて（迎恩亭より彼迎五里まりあるとゝ）就亭を中堂に安置し底安又礼を行ふ事福のこと言毎に大臣一員をして安置を問ふ冊使まつ先王を祭るの礼を行ふ事願ゝ国門の外に有り天使廟にいる時世子素衣黒帯（服の様に来なり）して門外に候て祭礼して後中堂に

かて面をおふて封まれを行ふの日皆よ元衣をて服つの外よ假セめ
祝勅をそろいき向なよりてる寺王親をさるの三十室跡とに於し
つを去る五里の外よ解坊あるて寺扁を中心をふ解坊とおまてるの者のつめ
そよりて跡をみるうて左右石ごたる墻とに世よ榮よ中て皇亭
を通ありて開つよそろいく白衣の世よの兒僧のうて封王の礼行当とする官の冠服とふよの二書の
お同其門を飲食つとふつを入れ則王女し宮門三房よに階有
而殿い山の巔よみを壇亭を設の中よ設て些をおに王妃等と坐るの第一席とに對
て別設よ宴を設ふ今設生筵の東つくる後日よ又勅差の宴を設ふ使彤
次の如くを勅の如う後日よ天使をむて天界名覚ふ
銀よそろ日よ例別の宴設て行ふ唯
て冊封使船よやる王又告を資ひ送せひるる船よ流跡の冊使の例服
又王親毛吏ふをして表を進て思を
今大清の代なりし後寺使彤の記載未仍了尺俊院求人のりかを得ねよ
又進貢使の例の大帥の例寺進見神宗皇太子并に寧官等を見
の実寺余落ふ使よの例と同一よて又寺儀注するまを
署ふ只今大清の際よりて寺ふを主の例お付ふしるるもつる礼
大明の例と全く差なとふ同小寺ふ
ふ大清よ貢するる福州より入るて
新主とふ寺船一般来るる必ず告を初ら琉求
領を福州よ設て告をまつ寺貢官と
た夫とふ寺使寺る例ふ福建等高使
の外よ大朝福とふ字をきさまよ又銀の脇を釘えた
なれいか服位の孤のもろき例よ冊使かのくる福よ入て計えそろもをき弁ろろの仕の
孤のろをりふよ船をもる先て製物るきくろしふ求出祈使よあそら日人船りて後よ海
ふよ使をつるそふるを参なろふ寺ふの使来よ
手作ろおよをもそそ付の例となしろなよいう寺
又進貢使の例の大帥の例寺進見神宗皇太子并に寧官等を見
の実寺余落ふ使よの例と同一よて又寺儀注するまを
署ふ只今大清の際よりて寺ふを主の例お付ふしるるもつる礼
大明の例と全く差なとふ同小寺ふ
ふ大清よ貢するる福州より入るて
新主とふ寺船一般来るる必ず告を初ら琉求
領を福州よ設て告をまつ寺貢官と
た夫とふ寺使寺る例ふ福建等高使

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

むく筵を設け尾船の人とくくに宴賞あるべき事尾其員あれば匹院
漆器洞筵海味土産の類し十二月に京師にて尾官一員是を復進
朝廷女を設て優待せらる（是本の頃外にさつまりをる本の書付にえらるれば記を支給）ことに交易の例船数を定め
られて銀数をも定められす（全文）金貨の年は大条万折貨のうきあるに少しき
毎を用ゆ船小にして多く載るものなひらるき故ことに人買ふ本の庚貨
細物は絲綢綾緞等粗物は絹葉材木ことに銀は老板元銀二宝を用ゆ（老板は家宝の
古銀元銀は家宝の元字銀とふものとえらくなり金貨のるよ十万とも
は銀子貫目にて折貨の付五六万とふ銀五六十目を用ゆるとそうなり）是より先は琉球
の使弱州の名女に送る本の例万金を費ゆ原熟三十七年（中朝元祿十年也）巡撫
及張仲岩に一緊に鶴免せらるはこれ物の人彼国に感じて今に至迄是を記

琉球国職名之事

王子　正一品　二品王の弟
按司　従一品　二品本の順く諸侯のとくなるものか

三司官　親方　正一品
天曹司　一員（是三公のとくなるとのり）
地曹司　一員
人曹司　一員

親方　従一品
親雲上　三品より七品にいたる各正従あり
里之子　正従八品
筑登之　正従九品
按に正八品に定まれる員何ぞ従ひ其員数定まれる員なしと
見えたり

高野山夏略

学侶行人登第由来之事

古ハ高野山大衆の中学侶行人なるを云事ハ中ニ一流元弘建武の比迄備山の大衆なるを中とすれば太平記等ニハ云ことし其中ニ依て説ニハ弘法大師此山を開ヒ後ニ其法孫の高密教を修しかひしとのを学侶と云大師より先後行者此山に子の主堂を草剣有しより以来此山に住せし行者の法孫ニ後大師の弟子と聞く密教を修しかひ曾て又大峯葛城の山にて修かしなす者を行人と云又一説に惠仁の孔張天下大に孔ヒしより以来海山の大衆の中強壮の者ハ常剣坊戦して其内の狼藉を為諸し老弱の者ハ諸強徴に依て山中の安穏を祈請せしより同学侶行人等の名ハ出来しと云又行人方を勉ふといひ学侶方を多ふと云も天正の比より世の人中なるべし

而しといふ事といふ者ハ中比時宗の僧此山に来りて住て或ハ念仏修りし

或ハ迴ス勧進セリを神能の御射にて其ハ秘密の吳場にて法
侶に能さる者の雜色を居るべきを能くさる中の食によりてとり
く皆ゐるいこの事にはなかりしといふ

木食上人言野山を再興せり

奥山ゐの開祖奥山上人高野ゐるといふ木食祖の僧にしかは世にいふ又
木食上人とも申し此上人はいかなる僧にて三十七歳の時に
出家し言野山に至りて後一族孫にして秀吉関白世を知りしかは
紀伊国言野山根来の僧徒々等やもすれば甲冑を鎧ひ等をと
見て言ふを押妨人ゐるの仏法にもあらず王法にもあらず和尚無道
のまゝとて天正十三年の春同十万余諸の兵を引かしむ本の要害
ことくく打破てゐるに者二条人先根来に攻入堂塔寺院とくく
焼ゐるに言野の大衆会合して衆儀するに防き戦ふべき義勢も

王法の下脱字ヵ

なし大師の吳像破滅見るに山内を以て其期とは高野大慈親を發し、いかも
して山尼難を攘ひて仏祖に恩を報ふべしと思ひ山僧の中なる任せらるに
一刻を以大衆の命にかゝり秀吉の軍を志をそけ高山の再興を致へしと云大衆
大きに力をはて是則大師再興して高山中興ゐるべきのゝまふ木に
背者ゐるべきと云高言やそ嗟嘆天皇曇祖大師の手平等をうけ丸て
秀吉の陣に向ひ山ゐるべきを能くさるの事を承諾申
是ハ秀吉恩に心とけて七条を志るして一山の僧侶を法難せらる大衆一同に
怠状をさゝけしかは木食上人一刻を攘て大衆の命に代りて歎申状を感
上人の為に山を建立よりの碧書をもされ上人を以て一山の僧侶とせら
也学侶の行人時成宗僧悉く皆上人に附属せらるゝ也を以て下知せら
る同ける上人一寺を建立に関白執奏によりて宸翰を降られ法場の時し
奥山寺の額を賜りて勅額となされ勅して多石の地を以て寺附

[illegible]長き為めの矣[illegible]た仮[illegible]降は供[illegible]自[illegible]十月[illegible]
[illegible]仏内山[illegible]外大峯[illegible]那智[illegible]の山[illegible]士民[illegible]大[illegible]
[illegible]きの修[illegible]を為[illegible]て[illegible]加[illegible]て我[illegible]て一[illegible]修[illegible]を[illegible]
[illegible]て小山一山[illegible]伝[illegible]地今[illegible]を大[illegible]の[illegible]降[illegible]此[illegible]
[illegible]仮[illegible]と[illegible]仏[illegible]供[illegible]せ[illegible]し[illegible]寺地[illegible]を[illegible]ず[illegible]後[illegible]前[illegible]
[illegible]仮[illegible]を[illegible]仏[illegible]供[illegible]を[illegible]れ[illegible]て[illegible]又[illegible]陰[illegible]修[illegible]を[illegible]ふ[illegible]

峯入修行の次第

神武即位前紀の付文[illegible]依[illegible]今[illegible]也[illegible]と[illegible]那智山[illegible]
[illegible]の[illegible]仮[illegible]山[illegible]を[illegible]を[illegible]て[illegible]仮[illegible]し[illegible]ずと[illegible]
[illegible]ふ[illegible]て[illegible]仮[illegible]も[illegible]ずと[illegible]仮[illegible]し[illegible]ずと[illegible]
[illegible]ふ[illegible]仮[illegible]山[illegible]の[illegible]仮[illegible]を[illegible]ず[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]山[illegible]の[illegible]仮[illegible]を[illegible]ず[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]山[illegible]の[illegible]仮[illegible]を[illegible]ず[illegible]

峯入修行の次第

一保五年の春高平[illegible]行人の仮[illegible]
供等の[illegible]仮[illegible]を[illegible]て社[illegible]を[illegible]
[illegible]をうれ[illegible]て[illegible]ふ[illegible]
[illegible]仮[illegible]を[illegible]仮[illegible]
[illegible]て[illegible]行[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]

を造[illegible]
[illegible]供[illegible]并[illegible]
[illegible]

峯入修行の次第

一保五年の春高平より行人の仮屋供等の[illegible]仮[illegible]を[illegible]て社[illegible]を[illegible]
[illegible]をうれ[illegible]て[illegible]ふ[illegible]
[illegible]仮[illegible]を[illegible]仮[illegible]
[illegible]て[illegible]行[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]
[illegible]ず[illegible]仮[illegible]を[illegible]

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

中略

味全ある先の林存亦不同上ゟ是ゟ然し此時促ゟて学侶ハ公家の如く
行人ハ武家の如く聖方ハ町人のごとしと御感ありしとぞ　慶長六年九月
又御使をつかはして（此度の御使ハ松平出雲守・山田大和守并又四郎・桜井松平五味何某等也し）高野山御制条を下
され文殊院の御朱印を没収せらる　興山寺木食上人をめし出されて寺師
席を継て興山寺の住職となされ東照宮御神領百石の地を以て興山寺ニ
御附せられ是則御神領又興山寺領の内四百石をさいて行人の上首
六人の役料とせらる（則八方往新六人衆是なり）同年十一月ニ学侶の僧三人行人の上首六人
輪番して江戸に伺候すべきよしと仰出さる学侶方の争論凡七人
まで是決定（此時御条目ニ行人の僧ハ儀礼ハ大塔・金堂・灌頂供養の事を持ち行人ハ大方
言志を守ることを得ずしてつゐに争論やむことなかりしと見ゆ是則
配料三百石の地を聖方の僧に給はれ）

学侶行人第二度争論しける

明暦二年十二月高野山行人等律壇一度の遷宮の儀につき神宮の場学
侶行人と争論起りて同三年学侶の僧訴

状を捧ぐるによりて行人の役を免ぜられ乃ち同年八月より学侶の役人
（学侶方ハ天嶺院・文殊院・大塔院・宝亀院）行人の役人（文殊院別当・花王院・蓮華院・宝積院）共に退散せらる　寛文
長年中御使を以て其山の儀をくはしく争論をきこしめされ同三年
十月寺社奉行より御条目九ヶ条を下され其後律師の輪を開き律
師の律儀の論を以て其元此争論ハ表裏の御沙汰の時しも此寺の
しより言ふ事あるによりて行人の僧侶を嫌ひ
なほ律儀を以て又争論をとりまかせられける　同三年十月大赦によりて学侶行人
の僧を召かへさる由其八月三日以入寂にて

学侶行人第三度争論しける

寛文五年十二月三日より学侶の僧寺堂を占めさせられて興山寺住職と
なされ十二月学侶行人寺の制条を改定せられ同四年五月聖方
の制条を下さる　行人の僧と供に寺内の堂字を被仰付（今の法条目とおなされて聖方
の条目も定めて返され）
しかるにより　同十年八月に寺堂を両派の各々が交代にて守りけり

殊號事畧上
日本　天皇の御事
日本　國王の御事
本朝より異朝の天子に来書式の事
異朝より外国の王日本　國王に往来書式の事

殊號事畧上
日本天皇の御事
本朝の事異朝の史書に見へし後漢の時を始とし魏の代より
来倭王倭國王なと見へしは此朝天皇の御事也魏の時よ
りして倭女王と見へしは神功皇后の御事也晋宋斉梁の代に倭王
自ら使持節都督倭百済新羅任那加羅秦韓慕韓等の国諸
軍事と称して其の表白をもて平西征虜冠軍輔国等の将軍に
除せん事を請しは本朝履中反正元恭安康雄略五代の天皇の御
代の事に侍る也　此事下にしるし侍る　すべて異朝の書に外国の君を称して
其国王となしるせしは史官各其朝の天子を相並べての常なりしか見
来の事は論るに及ばず隋の煬帝の時に倭王其の書に日出處天
子致書日没處天子とありしと見へしは　詳なる事は下にしるし侍る書よ本朝天皇の御事と

天子とあらせしまゝ其後唐の代にあらせしまゝ日本は古の倭國なりしを王の
隋の世のいて始まし其後唐の代にあらせしまゝ日本は古の倭國なりしを王の
初天の御中主より元激に至るまゝ皆以尊為号元激の子神皇より後更
以天皇為号ト云ふなり 吳朝の書に本朝天皇の御事を天皇とあらせしまゝ唐の代と云ひ始めしなり 其後宋の代にあらせしまゝ
本朝開闢隱水歡のもとめに南大平備る大周紀宋にあらせしまゝ本朝の皇年
代記職員令等の書を以て彼天子に献す是より此方は朝天皇の御
事を始めしまゝ所も詳になり故元朝の史
書にあらしまゝ宋史にあらせしまゝ本朝の代の史書にあらしまゝ所も詳になり故元朝の史
代に天皇の御事をあらせしまゝ 其後明の世に日本天皇日本國王の御事
をわかちあらせて天皇の御事は國事にあつかはしめ無るを轄(ツカサドラ)ば世に王の供
をを享玉ふ中をあらせり 朝鮮の書には日本天皇代序日本國王代序なと詳にあらせして
本朝の傳記にも見えさるものとも詳にあらせしものともなり

日本國王の御事

吳朝の書に見えしは日本國王の御事孫會の朝鮮の御事を以て國の
始として京都代々の公方の御事皆に日本國王とあらせり 其後廉苑院

の公方は同く明の太宗の時日本國王に封せられ堯遊の後恭献王と云謚を始
ひ給ひ 當時の朝鮮の天臣は此事を論ぜられて日本小王ぞ以て同國の未異朝の爵
玉を請してあらせし義國の時に及びて吳朝には日本と稱するなり日本の和なりしの
玉 此所あるものし
永に被ふ云ひ以て之を申に(通)其後文明の神宗の時考に秀吉を以て日本國國王に
封せられしを承しとより日本の王なり吳朝の封をうくへきに非ず其後を
返さる 此時に本恩宮を大都督と申し女に封せられて冠服なるをつかはされき秀吉の
亨封をあらせしけるに被ふ日本の面目をこせしとなり
朝鮮の書にあらせし処も吳朝の書に同じ但しあらせし家に書ける書に日本
國とあらせしまゝ秀吉の時を始とせしまゝ京都の代に書式の
なりしにあらせしなり

本朝吳朝の天子後来書式の事

吳朝の書に魏晋宋の代に倭王上表し天子詔書を倭王に
賜ふなりしあらせしまゝ本朝の御史にあらせしまゝ 表とは臣下天子の事を通ぜし
詔とは天子臣下に賜ふなり 但
吳朝歴代の史にあらせしまゝ不尤詳なるにいへるに云へうは四家
にこれは其比なれば本朝より三韓の地にをかせし日本者の宰相は

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g　　ガラス使用

又外国従来書式の事 謙倉の代より云々 蔡の国王元の世親の勅よりて日本に
通りしるは大きなるもの事なれば夷ふ大九州の方勝定院の
公方朝鮮の書に答へらせしを以て云々の如と云へきこと 原本改 其よりさきには京都の管領彼国議政府と従来の書いへくあり西国の君 従来の始い未詳
言儀代に京国より従つてされし書式は日本国姓京奉書朝鮮国王殿下又日本国姓
京都復朝鮮国王殿下と云へられ彼国の書式は朝鮮国王姓某奉書日本国殿下
又朝鮮国王姓某奉復日本殿下と云へるせり 京都の代は明の天子に云ひ出しは日本国と云へられて朝鮮よりつかはされし事は日本国姓某とのこと云へる也
すいかなるいそれにや彼国よりの書に日本国殿下とのこと云へるしは京国の書に称と云へきこと云へるなれば
せられしはなくなり日本国姓某とのこと云へきは京国の人にて一官一職の称を云へきこと云へるもの外国の人にて云へきこと
書式の心は宜しきこと 其後豊臣大閤の所にて彼国よりの書には朝鮮国王姓某奉書日本国殿下
と云へる也来りしかり云朝書には日本国関白秀吉奉復朝鮮国王殿下と云へる
されば 秀吉の書に姓を云へられて又閤下の字を用ひられしなり心得らるべし

殊號事略下

今代外国来聘之事
外国従来書式の事
大君の御號をとゝ久しくせし事
復號の御事
御宮の御事
以上

殊號事略下

今代外國來聘の事

文禄元年四月日本の兵朝鮮の東萊を陥る五月三日京城に入る八道ことごとく残（四月十三日釜山鎮陥る五月十二日京城に入りき）朝鮮王上京を去りて明の天子援兵をおこされ合戦あり

こえて八月明日本と和議の事ありしか和議破れて再ひ軍相戦ふ

七年にて慶長三年の八月太閤秀吉薨し給ひ日本の兵ことごとく軍を班す

此年の同五年の九月関原戦後に至て六十六州ことごとく治る東照宮御恨

文禄宗家東埔寨呂宋等の國々より入貢し奉るに宗対馬守義

智並に家人柳川豊前守調信等に仰せられ日本朝鮮和議の事を

議せしむ其年にて對馬の使朝鮮に至り三たひ論して大

明の援兵の大将を捕へて送る事あり義智調信仰を奉り

（慶長三年）はしめて朝鮮の使來て復書を給ふ（初來は慶長十二年也）

其年三月五日の後[illegible]對馬の使朝鮮に至る事あり初めの使[illegible]七年三月二十五日の使

吉副[illegible]の使[illegible]神谷[illegible]朝鮮の[illegible]生捕て京に送り[illegible]の使[illegible]

[illegible]彼國の書を以て[illegible]朝鮮使調信[illegible]

[illegible]を使として[illegible]對馬の[illegible]朝鮮[illegible]

釜山に[illegible]朝鮮の復書[illegible]使を[illegible]

[illegible]大明朝鮮の書に橘智正[illegible]

[illegible]朝鮮の[illegible]對馬の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]朝鮮の使全継信孫文彧等對馬に至る

其年の秋孫文彧再ひ[illegible]の[illegible]に使して[illegible]義智[illegible]

[illegible]使橘智正と同く對馬に來る十年の春義智[illegible]孫文彧[illegible]

伏見の城にまいり朝鮮の使を[illegible]

[illegible]を以て十二年[illegible]十二年[illegible]十年[illegible]城

[illegible]の朝鮮の礼書[illegible]書を[illegible]

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

[illegible]

附

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g
ガラス使用

紙の式を用いることとしたが、
従来のものと同じ書式にいくつかの
言葉を加えて和紙の書式を
書き改めるように命じた。二通作成
そこで従来の書式について
字を用いて書式を改めた。
の書式のやり方に従って
改めるように命じた。
も変更のない字を用いた。
字を用いた。
のような奉書の折り方をも
用いるように命じた。
書のような儀式の儀も
改革し採用した。
改革に従い
忠勝対するように
乱世情勢のため
お採用になり
ご定めの下の字を用いる
ご定めの下の字を用いる
ご定めの下の字を用いる
弥事案の件
文政三年七月十七日書写畢
未校

国立国会図書館　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用

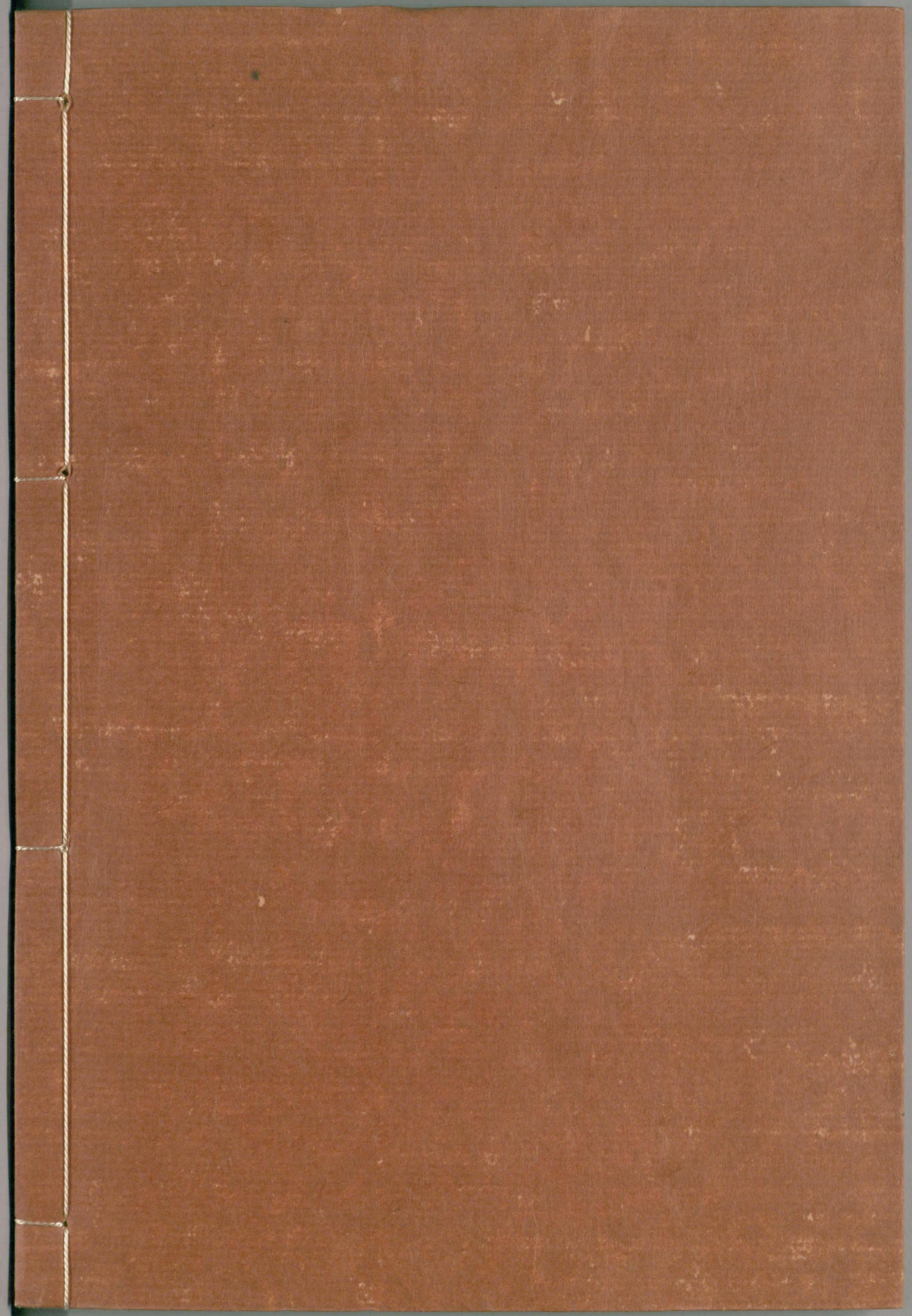

国立国会図書館　　タイトル『五事略』　請求記号 210.5-A654g

ガラス使用